

農村地域の総合的な防災・減災対策を支援します

<主な内容> (下線部は平成 28 年度拡充)

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と、そのために必要な耐震性等の調査等

(二次災害が予想される施設の調査計画については、定額助成
(平成 30 年度まで))

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- (1) 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備 (ため池整備 (防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等)、ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策、農村防災施設の整備、施設の耐震整備等)
- (2) 施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

3. 監視・管理体制の強化、権利関係の調整等 (体制整備事業)

- (1) ため池緊急防災体制整備促進事業 (事業期間：平成 31 年度まで (但し、5) は平成 29 年度まで)
 - 1) 監視・管理体制の強化 (観測機器の設置、技術研修の開催等)
 - 2) 緊急的な防災対策の実施 (施設の軽微な補修、排水ポンプの設置等)
 - 3) 減災対策の実施 (ハザードマップ作成、防災訓練等)
 - 4) ハード整備の着手促進 (整理すべき権利関係の調整)
 - 5) 地域防災上のリスク除去 (定額助成によるため池の廃止 (切開や切り下げ等))
- (2) ため池群管理体制整備事業 (詳細は下枠に記載のとおり)

防災重点ため池を含む複数のため池を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する

- 1) 調査、計画策定等 (平成 30 年度まで定額助成)
- 2) 堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等
- 3) 監視・管理体制の見直し



ハザードマップの作成

ため池群管理体制整備事業 (平成 28 年度拡充)

- (1) 事業内容
 - ① 調査計画事業
ため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査等
 - ② ため池群整備工事
ため池の決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等
 - ③ ため池群管理体制整備事業
ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要な研修の開催、管理計画の策定等
- (2) 採択要件
 - ① 防災重点ため池を含む 2 か所以上の農業用ため池を対象とするもの
 - ② 農業用ため池の受益面積の合計が 10 ヘクタール以上
 - ③ 農業用ため池の防災受益面積の合計が 20 ヘクタール以上又は想定被害額 (農外) の合計が 1 億円以上
ただし、調査計画事業にあっては、①及び②の要件のみとする。
- (3) 事業実施主体
 - ① 調査計画事業、ため池群管理体制整備事業：都道府県、市町村等
 - ② ため池群整備工事：都道府県
- (4) 補助率
 - ① 調査計画事業：定額 (平成 30 年度まで)
 - ② ため池群整備工事、ため池群管理体制整備事業：1 / 2、55%等

事業実施主体：県，市町，土地改良区等

調査計画事業：(補助率 国 50～55%)，整備事業：(補助率 国 50～55%)

体制整備事業：(補助率 国 50～55%，定額)



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473